

西尾市後期高齢者福祉医療費の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）による医療の一部負担金の支払が困難な高齢者の健康の保持のため、医療費の一部を支給することにより、当該高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「高齢者」とは、法による医療に関する給付を受けることができる者をいう。

(支給の対象)

第3条 この条例により後期高齢者福祉医療費の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する高齢者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 西尾市障害者医療費の支給に関する条例（昭和48年西尾市条例第2号）に規定する受給資格者（同条例第4条第1号に該当するため同条の規定により同条例に規定する受給資格者とならない者を含む。）
- (2) 西尾市母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和53年西尾市条例第26号）に規定する受給資格者（同条例第3条第1項第2号に該当するため同項の規定により同条例に規定する受給資格者とならない者を含む。）
- (3) 西尾市精神障害者医療費の支給に関する条例（平成14年西尾市条例第15号）に規定する受給資格者（同条例第4条第1号に該当するため同条の規定により同条例に規定する受給資格者とならない者を含む。）
- (4) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の規定による措置入院患者
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第26条において準用する同法第19条又は第20条の規定による勧告又は措置により入院し、又は入院期間を延長された結核患者及びこれと同等の要件を有すると愛知県知事、名古屋市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項に規定する中核市（愛知県内の中核市に限る。）の長が認めた者
- (7) 独り暮らしの者であって、市町村民税非課税者（法による医療に関する給付が行われた日の属する年度分（当該日の属する月が4月から7月までの間にあつては、前年度分）の地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号の規定による市町村民税（同法第1条第2項の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。）が課されない者をいう。次号において同じ。）若しくは市町村民税免税者（特別区若しくは市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除される者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次号において同じ。）又は要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。次号において同じ。）である者
- (8) 寝たきり若しくはこれに準ずる状態又は重度若しくは中度の認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症をいう。）の状態で、生活介護を受けていることが3月以上継続している者のうち、その者の属する世帯の主たる生計維持者が、市町村民税非課税者若しくは市町村民税免税者又は要保護者である者

(居住地特例)

第4条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項に規定する病院等（以下この条において「病院等」という。）に同項に規定する入院等（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、本市の区域内から区域外に住所を変更したと認められる前条各号のいずれかに該当する高齢者については、前条の規定にかかわらず支給対象者とする。

2 病院等に入院等したことにより、本市の区域外から区域内に住所を変更したと認められる前条各

号のいずれかに該当する高齢者については、前条の規定にかかわらず支給対象者としな

(適用除外)

第5条 前2条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、支給対象者としな

(1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条による支援給付を受けている者

(3) 法令の規定によりこの条例と同等な給付を受けることができる者

(支給の範囲及び額)

第6条 市長は、次条の規定により後期高齢者福祉医療費受給者証又は後期高齢者福祉医療費受給資格証明書兼支払証明書(以下これらを「受給者証等」という。)の交付を受けた支給対象者(以下「受給者」という。)の疾病又は負傷について法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続きに従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を後期高齢者福祉医療費(以下「医療費」という。)として支給する。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)の療養に要する費用額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給者証等)

第7条 この条例による医療費の支給を受けようとする支給対象者は、あらかじめ、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する受給者証等の交付を受けなければならない。

2 受給者は、前条第1項の規定により医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)において診療、薬剤の支給又は手当を受け

る際、当該医療機関等に受給者証等を提示しなければならない。

(支給の方法)

第8条 第6条第1項に規定する医療費の支給は、当該医療費の額を医療機関等に支払うことによ

って行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者の申請により、当該申請者に支払うことにより医療費の支給を行うことができる。

(届出の義務)

第9条 受給者は、規則で定める事項に変更があったとき又は医療費の支給事由が第三者の行為によ

って生じたものであるときは、その旨を速やかに、市長に届け出なければならない。

2 受給者証等の交付を受けた者が支給対象者でなくなったときは、その旨を速やかに、市長に届け

出るとともに受給者証等を返還しなければならない。

(報告)

第10条 市長は、医療費の支給に関し、必要があると認めるときは、受給者証等の交付を受け、若し

くは受けようとする者又は医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の

報告を求めることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 医療費の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(支給金の返還)

第12条 市長は、受給者が医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し、損害賠償の支払を受けたときは、その額の限度において医療費の全額若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者がいるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに、西尾市後期高齢者福祉医療費給付要綱の規定によりされた処分及び届出に関する手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。